

それらの結果を踏まえた検討を行い、同年末には最終報告書をまとめる予定としている。本検討会の経過や議論の内容は、内閣府犯罪被害者等施策ホームページ上で確認することができる（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>）。

(8) 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、その経済的負担を軽減する必要があることを前提に、支給方法の検討を含め、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施することとされた。

平成17年度までは、複数の県が県費で対応し、被害者の精神的、経済的負担の軽減に努めてきたが、新たに平成18年度予算において、性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する経費（初診料、診断書料、検査費用、中絶費用等を含む。）に係る予算を措置し、被害者の精神的、経済的負担の軽減を図っている（性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する経費（国庫補助金）：平成17年度 -、平成18年度 112百万円）。

(9) 医療保険利用の利便性確保

厚生労働省において、犯罪被害者等におけ

る医療保険利用の利便性確保につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施することとされた。

そこで、社会保険事務局に対し、犯罪被害者が医療機関の窓口において、保険診療の実施を拒まれることがあるとの指摘に対する現状の把握に努め、また、具体的に保険診療の実施を拒む事例があった場合には、厚生労働省本省への報告を行うとともに、当該医療機関に対して適切な指導を行うよう指示している。

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度から新たに実施するもの》

(10) 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担

海上保安庁において、司法解剖後の被害者の遺体について、遺族の新たな経済的・精神的負担を軽減するため、平成18年4月から遺体搬送費用及び解剖による切開痕等を目立たないよう修復するための費用を公費により一部負担している（海上保安庁ホームページ：<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/hanzaihighai/index.htm>）。

3 居住の安定（基本法第16条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(1) 公営住宅への優先入居等

国土交通省において、犯罪被害者等が事件現場となった自宅に住めない等の事情がある場合には、公営住宅の同居親族要件の緩和等により、単身入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができることを明確にすることとされた。

これまでも、住宅に困窮する実情に応じ

て、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、管理主体の判断により、優先入居の取扱いが可能となっていたが、公営住宅法施行令を改正し、DV被害者について同居親族要件を緩和し、公営住宅への単身入居を可能にする（平成17年12月2日公布、平成18年2月1日施行）とともに、犯罪被害者等について、警察当局等との連携の方法を含めた、公営住宅への優先入居、単身者の目的外使用等に係るガイドラインを策定している（平成17年12月26日通知）。

また、機構賃貸住宅については、これまでも、親族等から家賃の補給を受ける場合、通常は申込本人の収入額が機構の定める収入額の2分の1以上あることを要し、高齢者、障害者、母子家庭においては、2分の1に満たない場合においても可とされており、犯罪被害者等の入居優遇措置について、公営住宅における犯罪被害者等の受入状況を注視した上で、その必要性を引き続き検討している。

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

第2節2「安全の確保(基本法第15条関係)」(10)を参照。

《基本計画において、「1～3年以内を目的に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目的に実施する」とされたものを含む。）》

(3) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

第1節2「給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)」(7)及び第2節2「安全の確保(基本法第15条関係)」(20)を参照。

4 雇用の安定(基本法第17条関係)

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(1) 事業主等の理解の増進

厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、トライアル雇用事業の適正な運用、雇用管理に係るきめ細かな相談援助、公共職業安定所における求職者に対するきめ細かな就職支援に努めるとともに、雇用管理講習会や公共職業安定所職員に対する研修において犯罪被害者等に係るテーマを取り上げることとされた。

犯罪被害者が母子家庭の母等である場合に、当該者を一定期間試用雇用することにより、その適性や業務遂行性を見極め、当該者と求人事業主との相互理解を促進することを

公営住宅の一例



出典：国土交通省ホームページ

《基本計画において、「法律所定の検討時期等に併せて施策を実施する」とされたもの》

(4) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

第2節2「安全の確保(基本法第15条関係)」(23)を参照。

通じて、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用事業（「試用雇用奨励金」の支給）を引き続き実施している。平成17年度の支給実績（母子家庭の母等試用雇用奨励金全体）は、254人に対し約3,400万円となっている。

独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年12月13日法律第170号）第11条第1項第3項に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構が行う中小企業事業主等に対する雇用管理の改善に関する相談等において、犯罪被害者等の配置や労働条件等雇用管理に関するきめ細かな相談援助を行うこととしている。平成18年6月末現在、事業主からの犯罪被害者等の雇用管理に関する相談は、寄せられていない。また、雇用管理講習会において犯罪被